

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第1号及び第2号の規定による資金管理団体の指定の取消等の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和3年4月6日

長崎県選挙管理委員会
委員長 葺本 昭晴

資金管理団体指定取消等届

(1) 法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
吉岡 清彦	吉岡清彦後援会	令和3年2月16日
山口 喜久雄	山口喜久雄礎会	令和3年2月19日

(2) 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
宮城 憲彰	拓新会	令和3年2月10日
西 浩三	西浩三後援会	令和3年3月10日
松永 秀文	秀馬会	令和3年3月12日